

平成27年1月23日

研究代表者各位

信濃町キャンパス学術研究支援課  
文科省科研費担当

**平成26年度科学研究費助成事業(助成金・一部基金の助成金分)  
補助事業期間延長申請について**

**※補助金についてはこのご案内の対象外となります**

科学研究費助成事業の基金助成金について、研究計画最終年度に限り、研究代表者が研究計画変更等に伴い、翌年度にも助成金の未使用額を支出するための補助事業期間延長申請を行うことが出来ます。

本制度による申請をされる場合は、下記の要領により期限までに申請してください。なお、申請されるにあたり、研究計画変更等に伴い未使用額が発生した状況、未使用の用途内容を明記して頂くこととなります。

**【対象課題】**

- 平成23年度以降に採択された、基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)  
《助成金》のうち、研究計画最終年度
- 平成24年度以降に採択された、基盤研究(B)、若手研究(A)  
《一部基金の助成金分》のうち、研究計画最終年度

**【申請期限】**

平成27年2月13日(金)

**【申請手順】**

- 1) 補助事業期間延長承認申請の作成方法及び提出方法については、次のURLをご参照ください。  
[http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06\\_jsps\\_info/g\\_150120/index.html](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_150120/index.html)  
(日本学術振興会HPより、事業のご案内→科学研究助成事業のNEWS参照)
- 2) 科研費電子申請システムを通じて行います。  
《助成金》については[様式F-14]、《一部基金のうち助成金分》については[様式Z-14]を作成し、データの送信ならびに印刷した紙媒体に印肉を使用して押印したものをご提出ください。

**【経費の翌年度支出と申請について(事業区分による違い)】**

事業区分	申請手続	注意事項
◆助成金 (研究計画最終年度を除く)	申請手続無し(=残額をそのまま翌年度に持ち越し)	実施状況報告書(4月提出)にて未使用額が生じた経緯と使用計画を記載。
◆助成金 (研究計画最終年度)	<u>補助事業延長承認申請</u> (申請期限:2/13)	申請を行わない場合、原則使いきり。残額が生じた場合は国庫へ返還。
※本案内はこの区分によるものです		
◆補助金	<u>繰越申請</u> (申請期限:2/2)	交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に限り申請可。

※ 一部基金については、補助金分は“◆補助金”、助成金分は“◆助成金”に従う。

**【問合せ先・申請書提出先】**

信濃町キャンパス学術研究支援課 ras-shinanomachi-kaken@adst.keio.ac.jp  
 科研費担当: 光永(内線 64021)

以上